

最高裁判所提出資料目録

迅速な裁判の実現に向けて（レジュメ）

迅速な裁判の実現に向けて（イメージ図）

資料

- 資料 1 審理期間が 2 年を超えた事件の現状（地方裁判所第一審通常訴訟）
- 資料 2 審理期間が 2 年を超えた事件数の推移（地方裁判所第一審通常訴訟）
- 資料 3 - 1 民事第一審通常訴訟事件の平均審理期間（推移）
- 資料 3 - 2 刑事第一審通常訴訟事件の平均審理期間（推移）
- 資料 4 専門的知見を要する民事訴訟事件の審理期間別事件数（全国）
- 資料 5 - 1 日本及び諸外国の民事第一審事件の審理期間の比較
- 資料 5 - 2 日本及び諸外国の刑事第一審事件の審理期間の比較
- 資料 6 訴訟事件が長期化する主たる原因

平成14年12月2日

迅速な裁判の実現に向けて

最高裁判所事務総局

1 はじめに

適正で迅速な裁判を実現することは、司法の使命である。「民事・刑事の訴訟手続について2年以内に第一審における手続を終局させる」との目標は、国民の視点からこれを具体的に述べたものであり、裁判所は、この目標の実現に向けて、一層努力したい。

2 第一審訴訟事件の現状（資料1～5）

民事訴訟事件

- ・ 平成13年の地方裁判所民事第一審通常訴訟事件（以下「民事訴訟事件」という。）において審理期間2年を超えた事件は、約1万1380件（全体の7.2%）。
- ・ 審理期間2年を超えた事件が比較的高い割合を占める事件類型としては、医事関係訴訟，建築関係訴訟，相続・人事訴訟，境界確定訴訟等。
- ・ 審理期間5年を超えた特に長期化した事件は、1176件（全体の0.7%）で、これらの中には、社会的関心の高い事件が含まれている。

刑事訴訟事件

- ・ 平成13年の地方裁判所刑事通常第一審訴訟事件（以下「刑事訴訟事件」という。）において審理期間2年を超えた事件は、約260人（全

体の0.4%)。

- ・ 刑事訴訟事件の場合、審理期間2年を超えた事件について、事件の性質・内容に応じた類型を挙げることは困難。事案複雑な否認事件が多数。
- ・ 審理期間5年を超えた特に長期化した事件は、36人(全体の0.1%)で、重大事件、社会的関心の高い事件が少なからず含まれている。

- ・ 審理期間の現状と推移(資料1~3)

民事訴訟事件について、審理期間が2年を超えた事件は、平成13年は1万1383件であり、全既済事件(15万7451件)の7.2%である。長期的には、審理期間が2年を超えた事件数は増減を繰り返しながらも漸減してきており、全既済事件に占める割合はかなり減少してきている。

なお、民事訴訟事件全体の平均審理期間は、平成13年は8.5月であり、また、事実関係に争いがあることなどから証人尋問など人証調べを実施した事件の平均審理期間は、平成13年は19.2月であり、いずれの平均審理期間も短縮してきている。

刑事訴訟事件について、審理期間が2年を超えた事件は、平成13年は264人であり、全既済人員(7万1379人)の0.4%である。刑事訴訟事件についても、長期的には、審理期間が2年を超えた事件は、人員数、割合とも相当程度減少してきている。

なお、刑事訴訟事件全体の平均審理期間は、平成13年は3.3月であり、否認事件の平均審理期間は9.7月である。

- ・ 審理期間が2年を超えた事件の比率の高い事件類型(資料4)

民事訴訟事件については、医事関係訴訟や建築関係訴訟などの専門的知見を要する訴訟、交通訴訟、相続・人事訴訟、境界確定訴訟等において、2年を超えた事件の比率が高くなっている。

このうち、医事関係訴訟について、審理期間が2年を超えた事件は、平成13年は386件であり、同訴訟の全既済事件(708件)の54.5%である。

また、専門的知見を要する訴訟においては、鑑定が実施されるケースが少ないところ、鑑定を実施した事件について、審理期間が2年を超えた事件は、平成13年は1193件であり、同事件の全既済事件（1948件）の61.2%である。

- ・ 諸外国との平均審理期間の比較（資料5）

訴訟事件について、諸外国との平均審理期間を比較する場合、入手し得る統計資料に限られるとともに、制度面、手続面を始めとして国により様々な条件の相違がある。このため、数値のみを単純に比較することは難しい点に十分留意する必要があるが、前記の我が国の平均審理期間は、諸外国に比して格別遜色はないと考えられる。

3 長期化の原因（資料6）

事件の長期化の状況とその原因については、審議会でも検討されたところである。改めてこれを整理すれば、次のとおりである。

主な原因としては、事件の性質・内容に内在する要因、当事者に関する要因、裁判所に関する要因、その他の要因に大別される。

実際には、これらの要因が複合的に重なっている場合が多い。

これらの要因は、開廷（期日）間隔の長さ、証拠調べ期日を始めとする開廷（期日）回数の多さ等の具体的な事由となって現れている。

- ・ 民事訴訟事件において審理期間が2年を超えた事件の原因

審理期間が2年を超えた民事訴訟事件について、長期化の原因を、これら4つの要因に従って分析すると、概ね、資料6に掲げられた事由に分類される。

もちろん現実には、これらの事由が複合的に重なり合い、長期化を招いている例が少ない。例えば、医事関係事件、建築関係事件等といった専門的知見を要する訴訟の長期化は、事件の性質・内容に内在する要因と当事者に関する

る要因，裁判所に関する要因とが複合しているために生じているものと考えられる。

当事者の死亡・破産などのやむを得ない要因により長期化している事件がある。このような例外的な要因に基づくものについては，迅速化に向けた対応は実際上困難である。

- ・ 刑事訴訟事件において審理期間が2年を超えた事件の原因

刑事訴訟事件の場合，事件の種類によって類型化することは困難であるが，上記の各要因が複合的に重なった結果として審理期間が長期化することが多く，その要因を更に分類すると，資料6のとおりである。例えば，長期化の要因として，開廷間隔が長いことが挙げられる。これについては，一面では弁護人の多忙が主な原因であると思われるが（ ），同時に，裁判所の手持ち事件が多いこと（ ）も関係していると思われる。また，証人尋問・被告人質問に多数の公判を要していることも主要な長期化要因であるが，その原因を更にみると，訴因が多数に上る事件について（ ），当事者が争点整理に非協力であること（ ）などにより，争点整理が不十分なまま証拠調べを行っていることに加え（ ），当事者の尋問・質問が必要以上に詳細となっていること（ ）も原因となっているなど，複数の要因が作用している場合が多い。

なお，民事訴訟事件と同様，刑事訴訟事件についても，被告人の逃亡・病気などのやむを得ない要因で長期化している事件がある。このような事件を迅速に終了させることは，実際上困難である。

4 審理の迅速化に向けた方策

以上の原因分析は，いわば現在の制度の下での直接的な要因の分析である。既に審議会意見は，審理期間を半減させるための方策を種々提言しており，これを着実に実行することによって，目標をかなりの程度まで達成できると思われる。しかし，すべての事件を2年以内で終了させるためには，これらの直接的な要因に対する対処といった問題の背後にある，より構造的な問題についての検討と対

応が必要不可欠である。このような観点から検討した必要とされる方策は、次のとおりである。

司法制度の基盤強化

裁判官，検察官，弁護士等の裁判運営に直接関わる人的体制の強化，物的基盤の整備が必要不可欠であり，同時に，鑑定人等の裁判周辺部門の協力体制の整備も要する。

司法制度に関する基本的な枠組みの見直し

訴訟遂行に関する裁判所の役割の強化，著しく精密化した審理の在り方の見直しが必要である。

訴訟手続等の見直し

上記の方策を踏まえ，民事・刑事の訴訟手続について，総合的かつ大幅な見直しが必要である。

- ・ 司法制度の基盤強化

司法制度の運営に不可欠な人的・物的体制の充実，強化が不可欠であることはいうまでもない。審議会意見で指摘されているように，裁判官，検察官，弁護士等の裁判運営に直接関わる人的体制の強化，これらの活動を十分可能とする物的整備が各種の方策の基盤として必要とされるところである。また，同時に，例えば鑑定人等の専門家の協力など裁判に関わる人的態勢，関連部門の協力体制の整備も必要である。

- ・ 司法制度に関する基本的な枠組みの見直し

わが国の司法制度とその運営の在り方は，全体として見ると，諸外国に比して，真実発見を目的とした精密な審理，当事者主義を基本とした適正な手続に重点が置かれてきた。近年，迅速化に対する要望の高まりの中で，精密に過ぎる審理，裁判所がイニシアティブを発揮し得ない訴訟進行の在り方に対し，見直しが求められてきている。

充実した審理の下に適正迅速な裁判を実現するという事は裁判所の使命であり、今後も変わることはないと考えられる。裁判所としては、今後も、適正充実と迅速との両立を図るよう努めてまいりますが、すべての事件を2年以内で終えるためには、更に進んで、訴訟遂行に関する裁判所の役割の強化、著しく精密化した審理の在り方の見直しといった、これまでの司法制度の基本的な考え方と枠組みを超えるような抜本的方策の検討と実行が必要とされるであろう。

- ・ 訴訟手続等の見直し

このような方策の検討と対応を踏まえ、これを前提として、民事・刑事の訴訟手続について、制度・運用の両面において、総合的かつ大幅な見直しが必要とされるであろう。その内容は、今後、上記の基盤やの見直しの状況を考慮しつつ検討すべきであるが、例えば、民事訴訟関係については、更なる、訴訟提起前の当事者の準備活動の充実、ADR等の拡充、計画審理の強化、訴訟遂行についての裁判所の権限の強化、専門家の活用等が考えられ、刑事訴訟関係については、連続開廷・集中審理の確保、証拠開示・争点整理の徹底、公判の充実、訴訟遂行についての裁判所の権限の強化等が考えられる。

5 裁判の迅速化を促進するための法律について

裁判の迅速化を図るため、裁判所、当事者等の努力義務を定め、迅速化の状況を検証し、その促進を図る仕組みを作ることには大きな意義がある。

最高裁判所は、裁判の迅速化の状況に関する検証の仕組みが作られた場合には、その趣旨を踏まえて、努力してまいりたい。

- ・ 迅速化を促進する法的整備の重要性

裁判の迅速化を実現するためには、制度面、体制面、運用面の改革とともに裁判に関わる者の積極的な取組を得ることが不可欠である。

民事訴訟法第2条は、「裁判所は、民事訴訟が公正かつ迅速に行われるよう

に努め、当事者は、信義に従い誠実に民事訴訟を進行しなければならない」旨定め、刑事訴訟法第1条は、「公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正且つ迅速に適用実現すること」が刑事訴訟の目的である旨規定している。

裁判の迅速化は、国民の要請に向けた裁判所の責務であるとともに、当事者が責務として積極的に協力することなしには実現できないものであるから、これらの責務を確認する規定を定めることの意義は大きいと考える。

- ・ 検証の仕組みについて

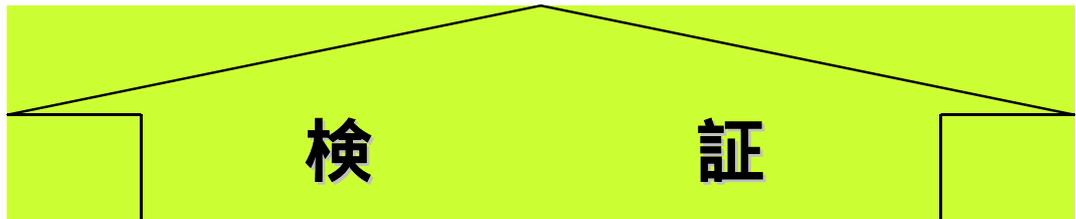
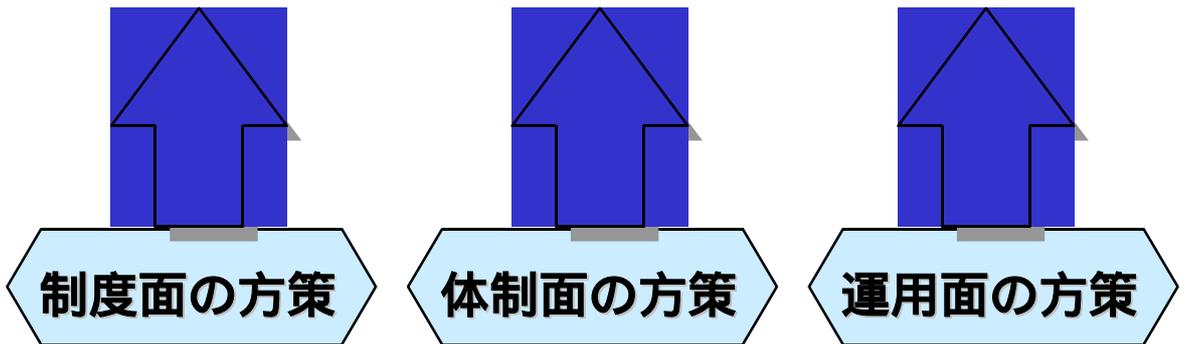
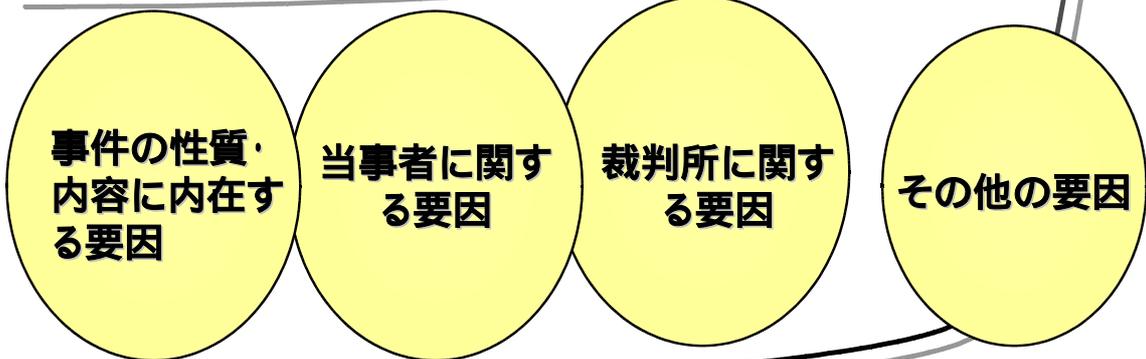
個々の裁判の進行は、その事案の難易度、証拠などの事件の性質及び内容に加えて、当事者の準備の程度など、生じた事件に内在する種々の要因によって定まる。また、訴訟手続の迅速化の状況に関する検証等は、個々の裁判運営に直接関わることになる。そのため、裁判の独立を考慮すると、このような検証は、裁判運営全般について責務を負う最高裁判所が行うことが適切である。

最高裁判所としては、適正で迅速な裁判を実現するため、関係機関との連携を図りつつ、努力してまいりたい。

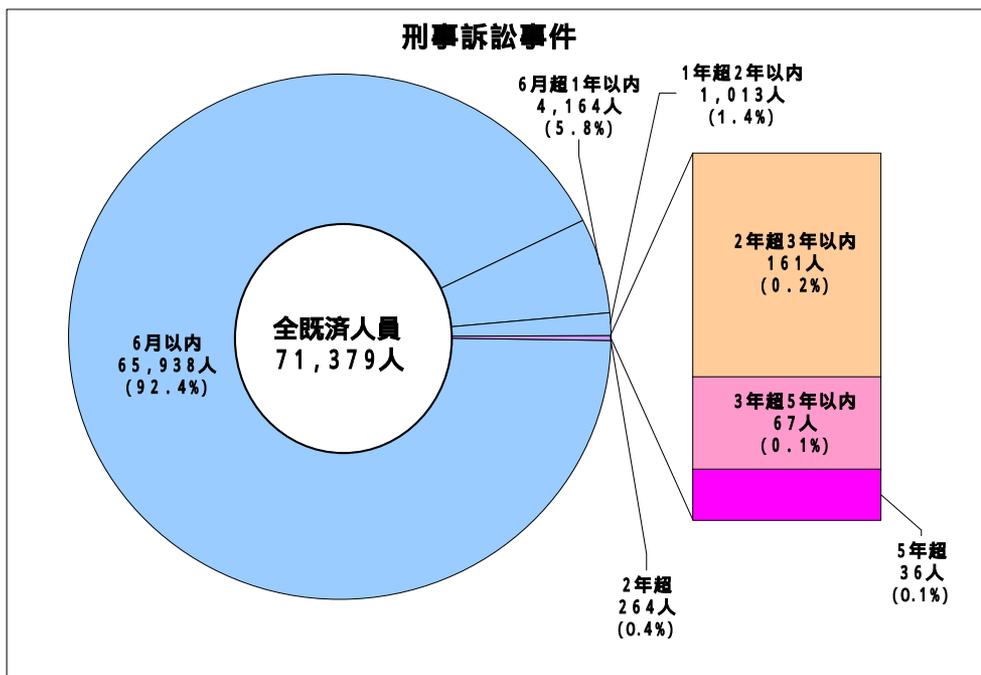
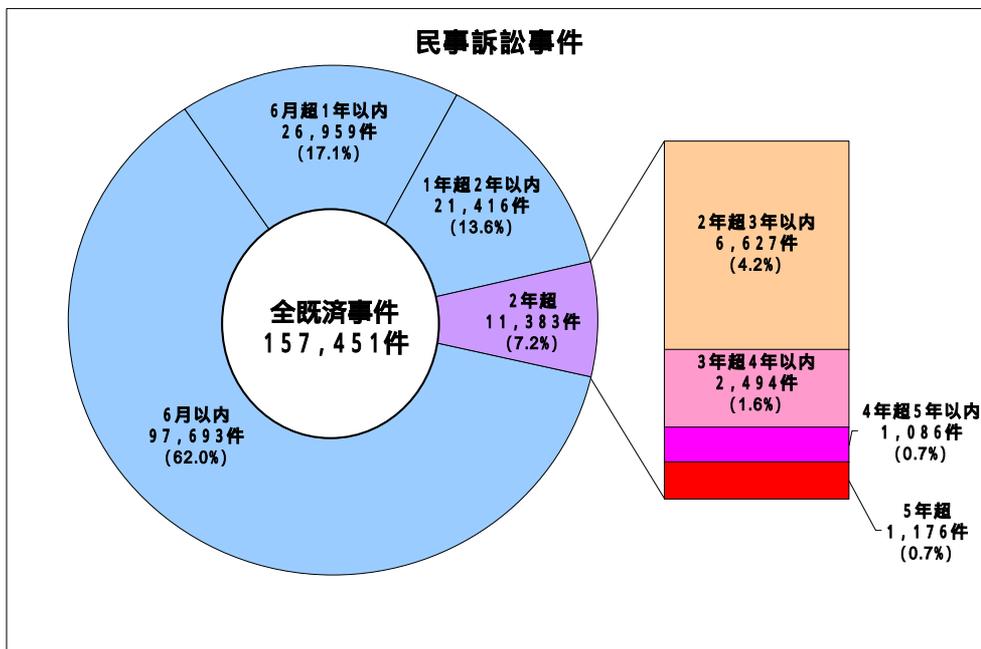
迅速な裁判の実現に向けて

目 標

裁判のより一層の迅速化
第一審訴訟事件を2年以内に

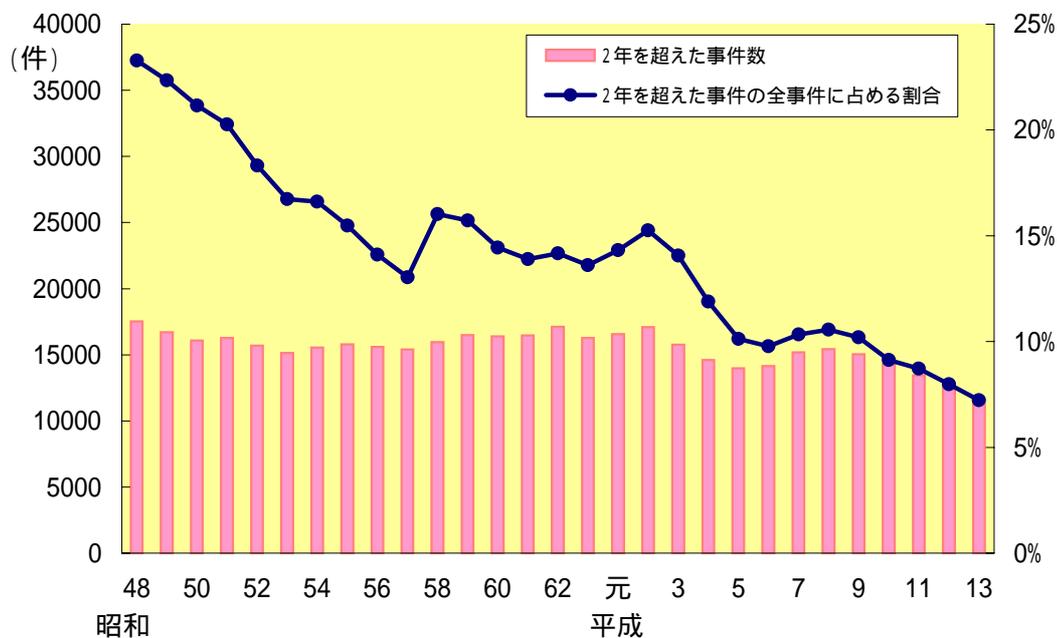


審理期間が2年を超えた事件(地方裁判所第一審通常訴訟)の現状 (平成13年)

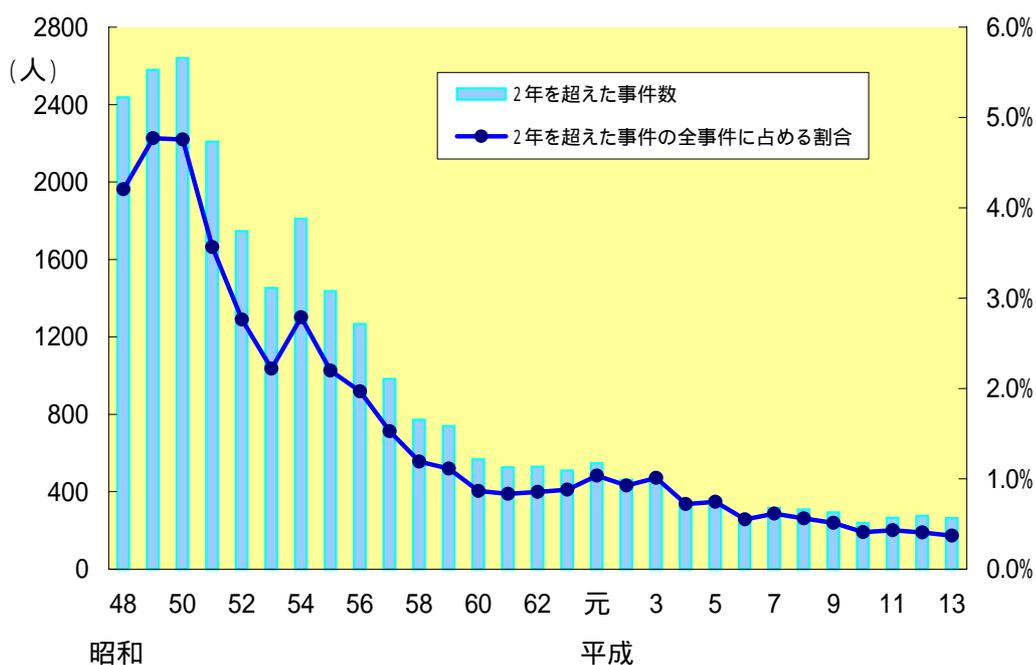


審理期間が2年を超えた事件数の推移 (地方裁判所第一審通常訴訟)

< 民事訴訟事件 >



< 刑事訴訟事件 >



民事第一審通常訴訟事件の平均審理期間（推移）

単位：月

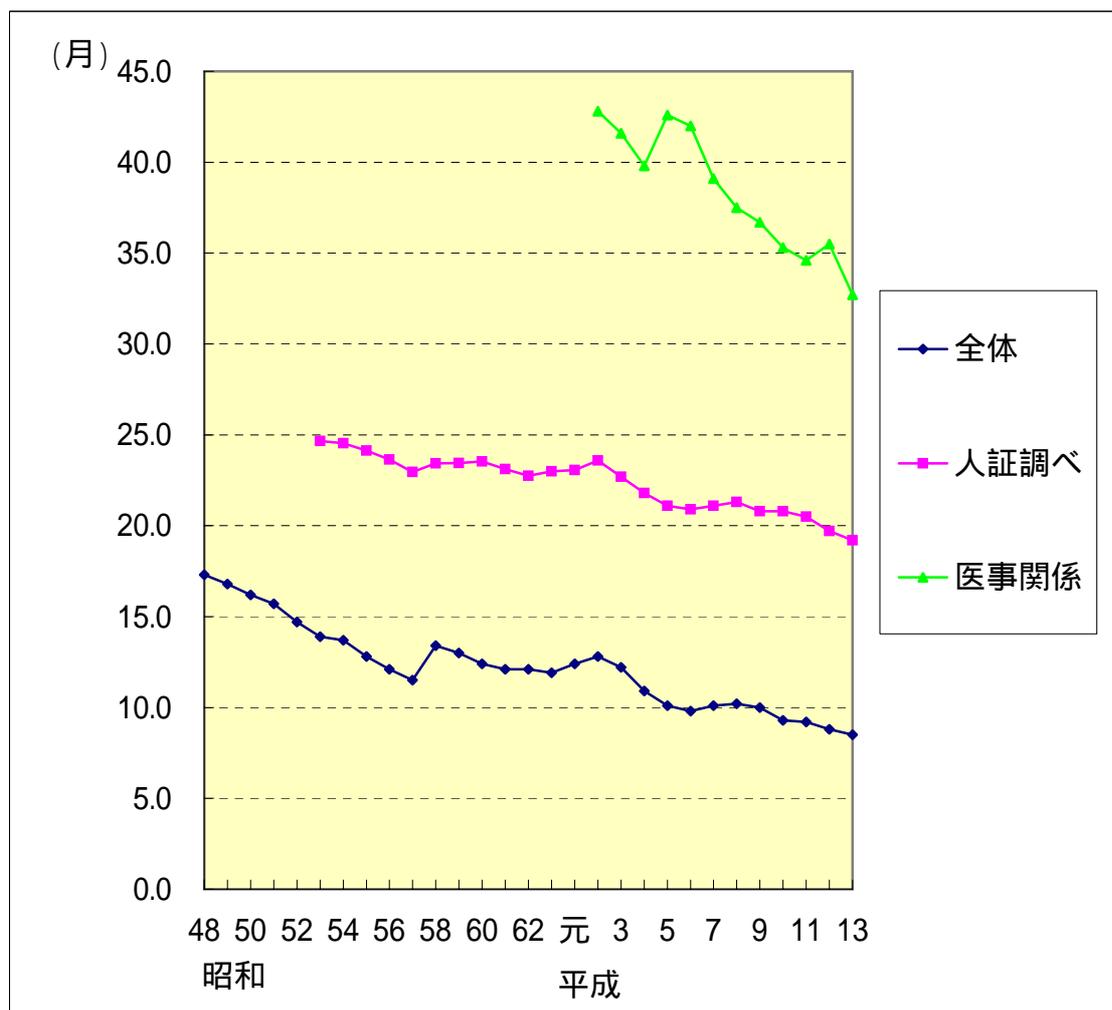
年度	全体	人証調べ	医事関係
昭和 48	17.3		
49	16.8		
50	16.2		
51	15.7		
52	14.7		
53	13.9	24.7	
54	13.7	24.5	
55	12.8	24.1	
56	12.1	23.6	
57	11.5	23.0	
58	13.4	23.4	
59	13.0	23.5	
60	12.4	23.5	
61	12.1	23.1	
62	12.1	22.7	
63	11.9	23.0	

年度	全体	人証調べ	医事関係
平成 元	12.4	23.1	
2	12.8	23.6	42.8
3	12.2	22.7	41.6
4	10.9	21.8	39.8
5	10.1	21.1	42.6
6	9.8	20.9	42.0
7	10.1	21.1	39.1
8	10.2	21.3	37.5
9	10.0	20.8	36.7
10	9.3	20.8	35.3
11	9.2	20.5	34.6
12	8.8	19.7	35.5
13	8.5	19.2	32.7

「全体」欄：地裁民事第一審通常訴訟事件

「人証調べ」欄：同訴訟事件のうち人証調べを実施した事件

「医事関係」欄：医事関係損害賠償事件（地裁及び簡裁の民事第一審通常訴訟事件。概数）



刑事第一審通常訴訟事件の平均審理期間（推移）

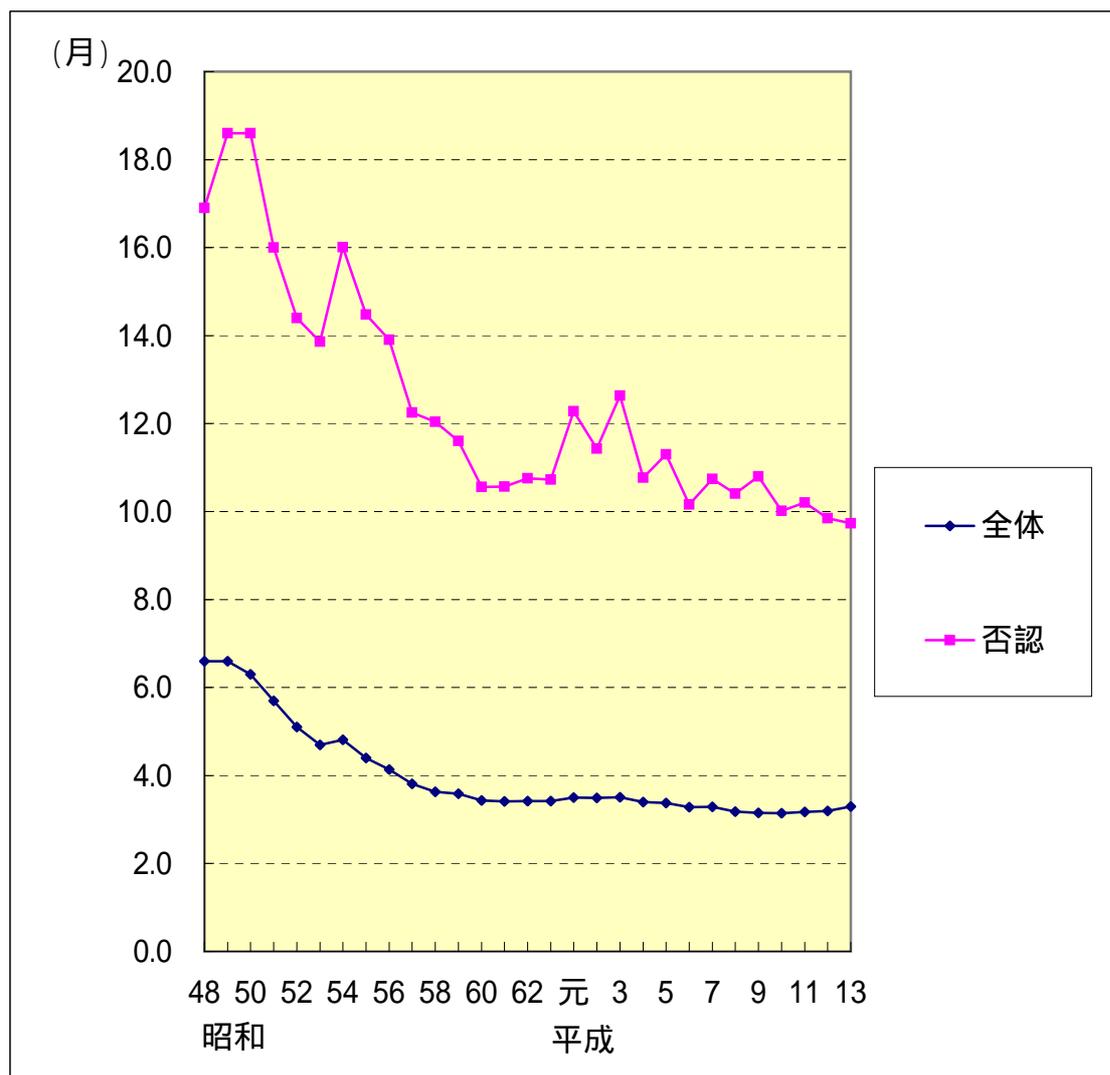
単位：月

年度	全体	否認
昭和 48	6.6	16.9
49	6.6	18.6
50	6.3	18.6
51	5.7	16.0
52	5.1	14.4
53	4.7	13.9
54	4.8	16.0
55	4.4	14.5
56	4.1	13.9
57	3.8	12.2
58	3.6	12.0
59	3.6	11.6
60	3.4	10.6
61	3.4	10.6
62	3.4	10.8
63	3.4	10.7

年度	全体	否認
平成 元	3.5	12.3
2	3.5	11.4
3	3.5	12.6
4	3.4	10.8
5	3.4	11.3
6	3.3	10.2
7	3.3	10.7
8	3.2	10.4
9	3.1	10.8
10	3.1	10.0
11	3.2	10.2
12	3.2	9.8
13	3.3	9.7

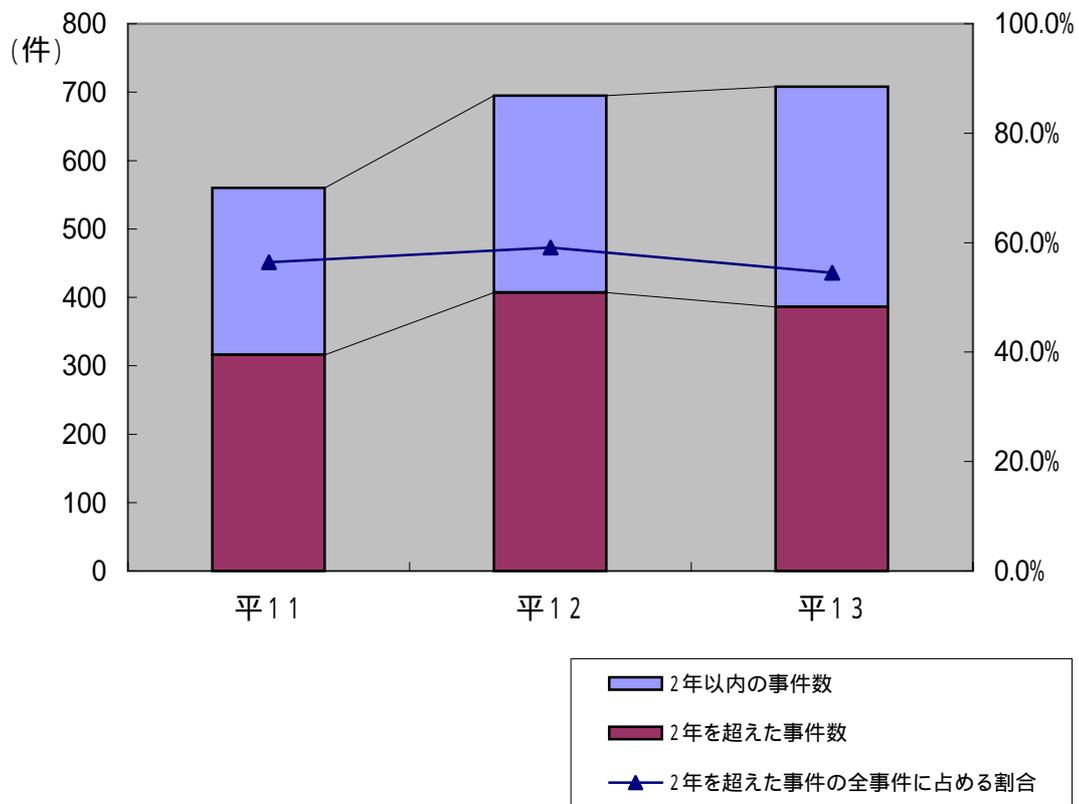
「全体」欄：地裁刑事第一審通常訴訟事件

「否認」欄：同訴訟事件のうち否認事件

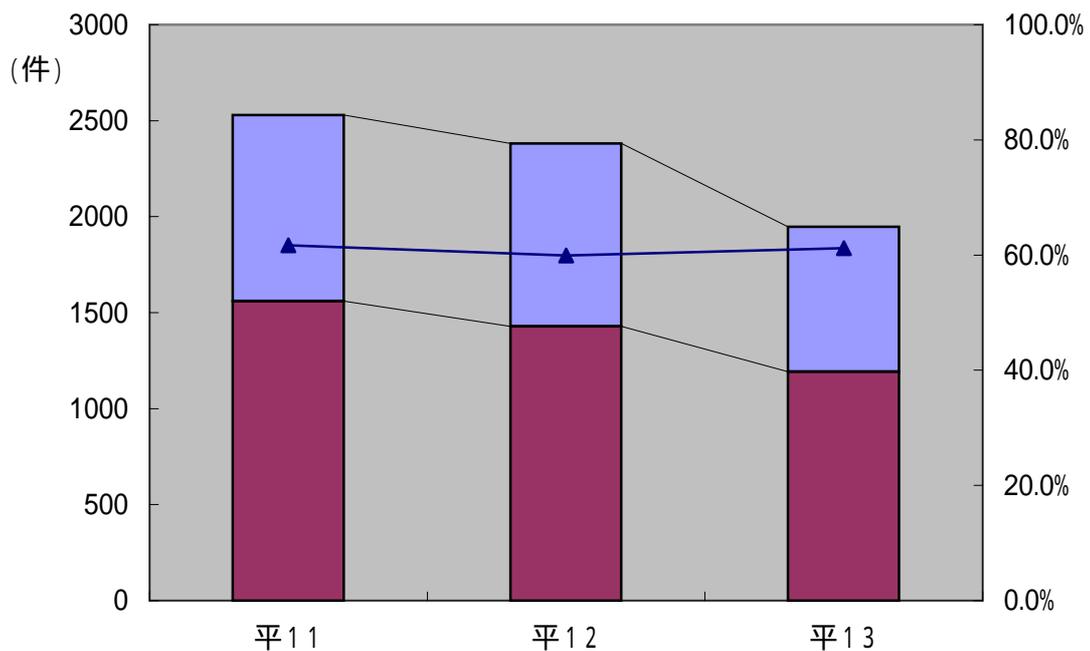


専門的知見を要する民事訴訟事件の審理期間別事件数（全国）

< 医事関係訴訟(地方裁判所・第一審通常訴訟・既済) >



< 鑑定を実施した事件(地方裁判所・第一審通常訴訟・既済) >



日本及び諸外国の民事第一審事件の審理期間の比較

	平均審理期間	備 考
日 本	8.5月	地方裁判所(平成13年) なお,中位数は3.7月
ア メ リ カ	8.7月	連邦地方裁判所の既済事件数のうち,訴え 提起から終局に至るまでの中位数(2001)
イ ギ リ ス	37.7月	高等法院普通法部においてトライアルの申 込みが行われた事件における審理期間 (2000)
ド イ ツ	6.9月	地方裁判所(2000)
フ ラ ン ス	8.9月	大審裁判所(2000)

中位数とは,審理期間の長さの順に並べたときに中央にある事件の審理期間である。

(参考)

1 訴訟件数について

- 日 本 - 461,252
地方裁判所民事通常第一審訴訟新受件数(155,541)と簡易裁判所民事通常第一審訴訟新受件数(305,711)の
合計(2001)
- アメリカ - 15,381,526
連邦地方裁判所の民事トライアル事件の新受件数(259,517-2000年)と州の裁判所の民事トライアル事件(15,
122,009- 1999年)の合計(日本における簡易裁判所に相当する事件数は算入されていない。)
- イギリス - 2,078,387
高等法院大法官部の新受件数(5,406),同女王座部の新受件数(72,162),同技術・建築裁判所の新受件数(
483)及びカウンティコート民事訴訟事件の新受件数(2,000,337)の合計(1999)
- ドイツ - 1,988,624
地方裁判所の訴訟事件の新受件数(404,496)と区裁判所の訴訟事件の新受件数(1,584,129)の合計(1998)
- フランス - 1,074,161
大審裁判所の訴訟事件の新受件数(605,721)と小審裁判所の訴訟事件の新受件数(468,441)の合計(1999)

2 判決率について

- 日 本 - 31.1%
地方裁判所民事通常第一審における既済事件数に対する対席判決事件数の割合(なお,欠席判決を含む判決
事件数全体の割合は50.4%)(2001)
- アメリカ - 3.3%
全米の一般的管轄の州裁判所のうち,大規模庁45庁においてトライアルに至る事件の割合(陪審によるトライ
アルが1.8%,裁判官によるトライアルが1.5%)(1992。以降データなし)
- イギリス - 46.8%
トライアルで開始された事件(2,756)のうち,判決で終局した事件数(1,290)の割合(1999)
- ドイツ - 28.8%
地方裁判所における既済事件(412,492)のうち,争訟判決の数(118,618)の割合(1998)
- フランス - 75.8%
大審裁判所における割合(1997)

日本及び諸外国の刑事第一審事件の審理期間の比較

	平均審理期間	備 考
日 本	3.3月 自白 2.8月 否認 9.7月	地方裁判所(平成13年) なお,中位数は2.3月 (自白2.2月,否認6.9月)
ア メ リ カ	6.0月	連邦地方裁判所の中位数(2000.10~2001.9)
イ ギ リ ス	3.3月	事件の送付手続から公判開始までの平均 期間(2000)
ド イ ツ	6.2月	地方裁判所(2000)

- 1 中位数とは,審理期間の長さの順に並べたときに中央にある事件の審理期間である。
- 2 フランスについては,審理期間に関する統計数値は得られなかった。参考までに2000年度に予審が終了した事件について,予審終了までの期間は重罪について17.7月,軽罪については17.1月である。

訴訟事件が長期化する主たる原因

民事訴訟事件

次のような要因が重なっている場合が多い。

事件の性質・内容に内在する要因

- ・ 当事者多数で主張立証が多数で錯綜するもの（大規模訴訟）
- ・ 証拠の偏在，収集困難のため，当事者の証拠収集，立証準備に時間を要するもの
- ・ 事件内容が専門的・複雑であるもの
- ・ 鑑定手続に時間を要するもの
- ・ 当事者に感情的対立があり，この沈静を図るため一定期間を要するもの
- ・ 訴訟の争点以外の背景事情を含めた紛争全体の解決を図る必要があり，当事者もそれを希望するもの
- ・ 関連する別の裁判事件の解決を待つ必要があるもの

当事者に関する要因

- ・ 当事者の提訴前の準備不足
- ・ 専門訴訟（専門的な内容，手続等）における当事者・訴訟代理人の専門性の不足
- ・ 当事者・訴訟代理人が多数であり，期日の調整が困難なもの
- ・ 同時進行的に多数の事件を処理する弁護士の執務態勢
- ・ 当事者・訴訟代理人が訴訟の進行に非協力的であるもの
- ・ 本人訴訟で，その主張が不明確で争点整理が困難なもの

裁判所に関する要因

- ・ 事件の見通し・訴訟指揮（争点の把握・整理）が不十分なまま審理や和解を進めたもの
- ・ 裁判官の手持ち事件数が多すぎるもの
- ・ 事件内容が専門的であり，裁判所の争点理解に時間を要するもの
- ・ 訴訟手続等が専門的（行政訴訟等）で，不慣れな裁判官の訴訟運営が円滑でないもの

その他の要因

- ・ 当事者の死亡・破産
- ・ 海外にいる相手方への訴訟手続（訴状等の送達等）に時間を要するもの

刑事訴訟事件

次のような要因が重なり、証人尋問や被告人質問に多数回の公判を要したり、開廷間隔が長くなるなどした結果、長期化している場合が多い。

事件の性質・内容に内在する要因

- ・ 訴因が多数に上るもの
- ・ 争点が複雑又は多数に及ぶもの
- ・ 自白の任意性、信用性が争われ、これに関する証拠調べに期間を要するもの
- ・ 鑑定に期間を要するもの

当事者に関する要因

- ・ 弁護人が集中的な期日指定に応じないことによるもの
- ・ 当事者が争点整理に応じないなど、訴訟の進行に非協力的であるもの
- ・ 検察官の立証が過剰であるもの
- ・ 証人尋問、被告人質問において必要以上に詳細な尋問、質問が行われるもの
- ・ 釈明要求又は証拠開示を巡る紛議が生じ、その解決に期間を要するもの
- ・ 私選弁護人の辞任・解任により長期の中断を余儀なくされるもの

裁判所に関する要因

- ・ 争点整理が不十分なまま証拠調べを行ったことによるもの
- ・ 裁判官の手持ち事件数が多すぎるために必要な公判期日を開廷できないもの
- ・ 裁判官の訴訟指揮、期日指定が十分に行われないもの

その他の要因

- ・ 被告人の逃亡・病気